



浅川清流環境組合は おかげさまで稼働5周年

これからも正しいごみの分別にご協力をお願いします

平成27年7月 組合設立



左から順に国分寺市長、日野市長、
小金井市長(当時)

平成29年11月 着工

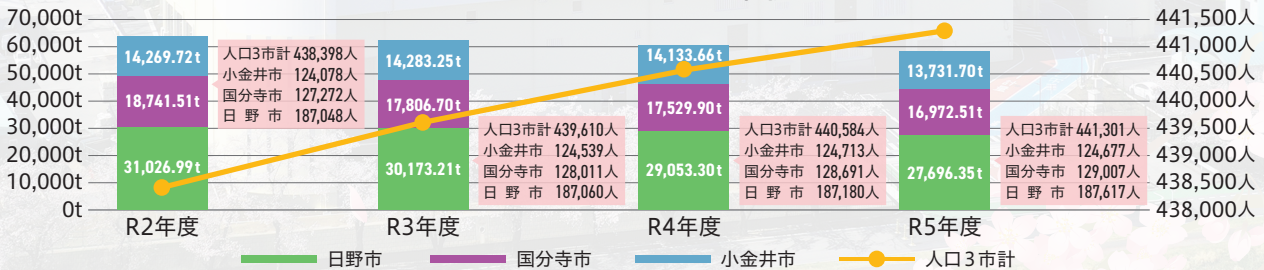


令和2年4月1日 本格稼働



令和2年度から令和5年度にかけて、3市人口増(2,903人)に対し、ごみ搬入量は5,637.66t減となりました。
(下グラフ参照)

ごみ搬入量と人口の推移



ご挨拶



管理者
大坪 冬彦
(日野市長)

おかげさまで当可燃ごみ処理施設は、令和7年4月1日に稼働5周年を迎えることとなりました。当初は、可燃ごみ処理の広域化に近隣住民の皆さまからは不安や心配の声もありました。しかしながら、地元住民説明会を通して、当組合の運営に温かいご理解、ご支援を賜ることができました。近隣住民の皆さまにはこの場を借りて、改めて御礼申し上げます。

また、構成3市(日野市・国分寺市・小金井市)の皆さまの正しいごみ出しへのご協力にも、深く御礼申し上げます。本日まで安心・安全に運転を続けることができたのも、皆さまのおかげであります。

しかしながら、昨年度より排ガス中水銀濃度の一時的超過が頻繁に発生しており、近隣住民の皆さまにはご心配をお掛けしておりますことを心よりお詫び申し上げます。当組合では皆さまからの信頼に応えるべく、排ガス濃度については厳しい自主規制値を設けて運転を行っています。また、水銀含有物の混入防止のために、構成3市と連携した水銀回収キャンペーンの実施に加え、携帯型水銀測定装置を使用した検査も行い、分別徹底の啓発を行っています。

今後も皆さまの快適な暮らしのために、安心・安全を第一に考えた施設運営に努めてまいりますので、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



副管理者
井澤 邦夫
(国分寺市長)

3市で設立した組合の可燃ごみ処理施設におきましては、令和2年4月の本格稼働から5周年を迎えます。これも施設周辺をはじめ日野市民の皆様、関係者の皆様のご理解・ご協力による賜物と改めて感謝申し上げます。

当市としましては、市民や事業者とともに、更なるごみの減量や資源化に取り組む、環境負荷を低減することにより、「清潔で環境にやさしい循環型都市」を実現してまいります。



副管理者
白井 亨
(小金井市長)

組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働して5周年を迎えます。本事業にご理解とご協力をいただいております施設周辺にお住まいの日野市民の皆様及び関係者の皆様には深く感謝申し上げます。

引き続き、可燃ごみを安定的に処理するため、当市に与えられた役割と責任を誠実に果たし、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」として、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでまいります。

大気汚染防止法と浅川清流環境組合の自主基準について

令和6年11月27日に、可燃ごみへの水銀混入が原因で、令和6年度3回目となる焼却炉の排ガス中水銀濃度が一時的に当組合で定めている公害防止基準値(50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)を超える事態が発生しました。これらの事象を受けて、当施設の水銀への対応についてQ&A形式で説明いたします。

Q1

排ガス中の水銀濃度が超過しても大丈夫なの？

A1

国の基準よりも厳しい自主基準で排ガスの測定(下図)を行っています。
これまでの水銀濃度の超過は一時的なものであり、安定的な施設運営ができています。また、周辺地域の環境汚染や健康被害を生じることはありません。

Q2

本当に環境汚染や健康被害は心配ないの？


A2

水銀に関する国の指針値として、地上付近の濃度年平均値が0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であれば健康に影響はないとされています(中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」)。
都条例に基づく「環境影響評価」において2炉ある煙突から、年間を通して、50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 排出したと想定して、周辺地域への影響は年平均値0.0025 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と試算されています。周辺地域の地表に存在する自然由来の濃度は0.0024 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。先ほどの条件で、運転が与える影響の濃度は、0.00012 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ですので合計して0.0025 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となります。
過去の水銀濃度の超過は数時間に抑えられており、毎年2回、同じ場所で実施している環境定点測定(下記事参照)においても、すべての項目で法令の基準値を下回っています。

Q3

一時的な超過をなぜ公表しているの？

A3

本来は排ガスの自主基準が24時間を超えて超過した場合、炉を停止した上で公表を行います。しかしながら、「施設運営の透明性の確保」と「有害ごみの分別を徹底する」ため、一時的な超過であっても、その都度公表を行っています。
排ガスの測定結果は浅川清流環境テクノロジー(株)のホームページなどで公表をしています。 <https://asakawa.ekankyo21.com/management/> 二次元コード 

Q4

一時的な水銀濃度の超過を受けて何か対策はしているの？

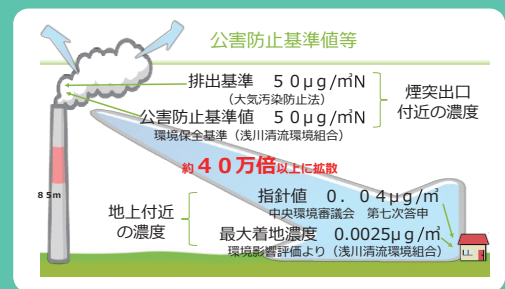
A4

組合においても、構成3市と連携した広報、水銀製品の回収のほか、携帯型水銀測定装置を使用して搬入される可燃ごみの抜き打ち検査や水銀除去の薬剤増量なども行っています。今後も様々な広報、超過対策を検討し、講じていきます。

●浅川清流環境組合の自主基準

大気汚染防止法	浅川清流環境組合の自主基準
6か月以内に1回の測定	24時間連続の測定
測定の結果が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 超	測定1時間平均が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 超
60日以内に3回以上測定	24時間継続して測定
再測定後も50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えた場合 ■関係団体への連絡 ■原因究明 ■再発防止措置	24時間後も50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えた場合 ■炉の停止 ■再発防止措置 ■関係団体への連絡(公表) ■原因究明

●公害防止基準値等



環境定点測定のお知らせいたします

～全測定項目で法令などの基準値を下回っていました～

当施設の運転時および停止時に、施設周辺の公共施設で定点測定を行い、それぞれの結果を確認・比較しています。おかげさまで、関係法などと照らし合わせた結果、全ての測定場所で全測定項目が法令基準値を下回っていました。くわしくは、当組合のホームページをご覧ください。

<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,3007,33,html>

測定結果
(数値)
二次元コード



絶対に他のごみと混ぜないでください 水銀について ごみとしての出しかた

水銀製品は有害ごみです

出しかた

01

ビニール袋に入れ(割れてこぼれてすくい取った紙や貼り付け取ったガムテープなども)口をしぼって密閉して水銀が出ないようにしてください。



02

有害ごみとして出してください。なお、出しかたについては、各構成市のルールに従ってお出ください。また、貼り紙を有害ごみ(水銀)と書いて付けていただくと、収集する人が助かります。

ビニール袋に入れて口をしぼって貼り紙を付けてもらえれば助かります



皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

発火事故が多発しています

～「有害ごみ」を可燃ごみや他のごみに混入させないでください～

当施設では発生していませんが、他処理施設の稼働中や可燃ごみ収集車での運搬中、収集したごみの中に燃やせない「有害ごみ」であるリチウムイオン電池、携帯電話、スプレー缶などが混入していたことが原因で発火事故が多発しています。

当施設内の焼却炉以前の場所で発火事故が起こると、以降収集するごみが焼却できなくなり、各市のごみ処理に重大な影響を及ぼし他処理施設に臨時で処理をお願いするため莫大な追加費用がかかります。

これら「有害ごみ」を絶対に混入させないようにご協力をお願いします。



リチウムイオン電池



スプレー缶

能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入れ

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、多数の方が被害に遭われ、災害廃棄物も大量に発生しました。

これにより、石川県、珠洲市、輪島市、東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市及び川崎市の9者間で「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」に基づき、各ごみ処理施設において最大40,000トンの焼却処理をすることで合意しました。

そこで、当組合においても被災地からの可燃性災害廃棄物(木くずを含む)の受入れを本年3月から開始することになりました。

受入れ予定量は600トン(令和7年度)です。

被災地の1日も早い復旧・復興のため、構成3市在住の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



石川県金沢湊臨時集積場

浅川清流環境組合議会

令和6年 第2回 浅川清流環境組合議会定例会

令和6年11月7日に、第2回浅川清流環境組合議会定例会が開催されました。

議題 管理者提出議案

- 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第4号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
議案第5号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)
以上、審議事項が可決(認定)されました。

請願

- 請願第6-1号 相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願
審査の結果不採択となりました。

令和7年 第1回 浅川清流環境組合議会定例会

令和7年2月14日に、第1回浅川清流環境組合議会定例会が開催されました。

議題 管理者提出議案

- 議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算
議案第3号 令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金について
以上、審議事項が可決されました。

令和5年度一般会計決算の概要

令和5年度一般会計決算が令和6年第2回浅川清流環境組合議会定例会で認定されました。決算の総額は、歳入が24億2,747万1千円、歳出が21億8,215万3千円となりました。

【歳入】		【歳出】	
項目	金額	項目	金額
構成市負担金	1,765,810	議会費	4,912
使用料及び手数料	0	総務費	599,953
繰越金	162,902	事業費	615,419
その他	498,759	公債費	961,869
合計	2,427,471	予備費	0
		合計	2,182,153

※財政調整基金残高225,726千円

※歳入・歳出の差額は令和6年度へ繰越し

令和7年度一般会計予算の概要

令和7年度一般会計予算が令和7年第1回浅川清流環境組合議会定例会で可決されました。予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,322万8千円となります。

【歳入】		【歳出】	
項目	金額	項目	金額
構成市負担金	1,769,235	議会費	4,672
使用料及び手数料	1	総務費	451,050
繰越金	1	事業費	695,635
その他	363,991	公債費	961,871
合計	2,133,228	予備費	20,000
		合計	2,133,228

令和6年度予算2,069,485千円に対して、歳入歳出ともに63,743千円の増。主な要因は事業費(運営業務委託)の増額。

項目の説明

- 構成市負担金** 組合を構成する団体(日野市・国分寺市・小金井市)からの負担金
使用料及び手数料 施設等の使用料
繰越金 前年度決算から繰り越された剰余金
その他 売電料等の諸収入

- 議会費** 組合議会の運営に関する経費
総務費 人件費、事務機器借上、負担金などの組合の運営に関する経費
事業費 可燃ごみ処理施設運営に関する経費
公債費 組合債の返済や利子の支払いに関する経費

※組合の事業運営に関する情報や組合議会の会議録は組合ホームページでご覧いただけます。

詳細は右記URL又は二次元コードからホームページをご覧ください。 <https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/1.html>

二次元コード▶

